

平成 20 年度大磯町教育委員会第 8 回定例会会議録

1. 日 時 平成 20 年 11 月 19 日 (水)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 11 時 50 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階第 1 会議室
3. 出席者 清 田 義 弘 委員長
澤 愛 子 委員長職務代理者
原 田 義 彦 委員
石 塚 洋 委員
福 島 睦 恵 教育長
二挺木 洋 二 教育次長
林 正 人 学校教育課長
和 田 勝 巳 生涯学習課長
山 口 章 子 図書館長
瀬 戸 克 彦 学校教育課総務施設班主査
高 橋 正 寿 学校教育課総務施設班主事
4. 傍聴者 3 名

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、10 月定例会が開催されました平成 20 年 10 月 15 日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。お手元の教育委員会執行報告表をご覧ください。

10 月 18 日、大磯町体育指導員協議会主催による第 18 回ファミリーグランドゴルフ大会が開催され、一般、女子、ファミリーの部に 57 人の参加ありました。同日から 11 月にかけて、大磯、国府両中学校や各地区主催

による文化祭が開催されました。教育委員会では、町と共催により、10月25日、26日に第55回おおいそ文化祭を開催いたしました。詳細につきましては、後ほど事務局から報告いたします。10月19日、町の事業の必要性や実施主体について、外部評価者からの意見を求めるため「大磯町事業仕分け」を実施しました。教育委員会関係では、生涯学習館、郷土資料館、武道館の運営事業が対象となり、結果につきましては別添のとおりであります。10月22日から11月3日にかけて、郷土資料館では、おおいそ文化祭協賛展示として、館所蔵の美術品を特別公開いたしました。11月15日からは、郷土資料館20周年記念事業として「動物剥製コレクション」を開催しております。10月27日、町と共催による人権教育講演会を開催いたしました。今年度は、越川禮子先生を講師に、「江戸しぐさ」に学ぶと題して講演をいただき、80名の参加がありました。11月1日、大磯町交通安全町民総ぐるみ大会が開催され、ポスターの部で9名の小学生、標語の部で4名の中学生が表彰されました。11月2日、第7回大磯図書館まつりを開催しましたが概要につきましては、後ほど事務局から報告いたします。11月9日、相模原市立博物館において、開催されました神奈川県教育委員会連合会研修会に出席いたしました。11月16日、第3回湘南国際マラソンが開催され、フルマラソンや10kmの部などに約1万7,000人のランナーが大磯町を駆け抜けていきました。11月17日、第3回臨時会を開催し、付議事項1件、協議事項3件、報告事項2件の審議を行いました。その他の諸行事につきましては執行報告表のとおりであります。また、今後の予定につきましては、行事等予定表をご参照ください。以上でございます。

議案第19号 大磯町指定有形文化財の指定について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

生涯学習課長) 生涯学習課の和田でございます。議案第19号「大磯町指定有形文化財の指定について」ご説明いたします。説明資料をご覧ください。

1 ページの指定理由でございますが、対象となる物件につきましては、以前より伊藤博文に関連する建造物として、平成19年と平成20年には文化財としての評価に関する調査が行われております。大正期の雰囲気や良さをよく留め、「滄浪閣」との名称で、本町における別荘建築の代表的な建造物となっており、大磯町指定の有形文化財として指定の承認を求めるものでございます。なお、本件につきましては、11月4日に開催されました大磯町文化財専門委員会に諮問を行い、協議の後、ご意見をいただいております。

2 ページにつきましては、文化財専門委員会から平成20年11月14日付けで教育委員会へ提出されました、指定有形文化財の指定についての答申でございます。3 ページからは、指定に関する答申書が付されており、滄浪閣（伊藤博文邸宅跡 旧李王家別邸）6棟と附けたりとして杉戸絵4枚を指定するものでございます。指定物件の構造や規模、歴史的な沿革、建物

の特徴など、大磯町の地域の歴史を考えるうえで貴重な遺構として、価値は極めて高いというご意見のもと、「大磯町指定有形文化財」に指定すべきである旨の答申をいただいております。8ページから11ページは、復元工事終了後の平面図並びに立面図で、事業計画における利活用と建築当時の利用目的などが記されております。12・13ページは、附けたりとして指定いたします杉戸絵4枚の写真と、建物の現況写真となっております。続きまして14ページから16ページは、文化財指定に伴い所有者からの申請書と同意書のそれぞれ写しでございます。17ページにつきましては、指定、申請等に係る「大磯町文化財保護条例」の抜粋で、第3条第1項の規定に基づく指定を行うものでございます。以上、ご審議いただきまして、指定有形文化財の指定についてご承認いただきますようお願いいたします。

(質疑応答)

石塚委員)

ぜひ推進をしていただければと思います。滄浪閣の建物、また内部の重要文化財に値する物については申し分ありません。個人所有となっておりますので所有者の川邊氏のご理解は誠にありがたく、心からお礼を申し上げます。11月8日に姉妹都市協会の国内研修で小諸の懐古園内にある島崎藤村記念館へ行ってきました。入ると20名程の行列ができており、紅葉のシーズンでもありましたので、ゆっくり見学する余裕もない程の来場者がございました。展示物を見ますと生前の藤村が友人等に記した手紙や執筆活動に関する資料など生の資料が数多く所蔵されておりました。大磯町にもこのような資料があれば良いなと思いつつ見学しておりますと、大磯町から多くの資料を提供していただいたという話を聞きました。大磯町の藤村邸には家のみで資料等はありませんので寂しい気がしました。こういった資料は大きい集客能力をもっているのだと感じました。このような点を踏まえますと、滄浪閣は大磯町の大きな宝になっていると思いますので指定の推進をしていただければと考えます。

原田委員)

3ページ以降の答申内容については、私もそのとおりと考えますので進めていただきたいと思います。この指定内容には12ページ以降に掲載されております襖絵等も含まれているのでしょうか。非常に貴重な物だと思いますので、これらも含めて文化財指定していただければと思います。

生涯学習課長)

12ページの襖絵につきましては、附けたりの1つでございますので、こちらの4枚については特記して指定という形になりますので、4枚で1対の物として保存活用していただくこととなります。こちらを入れておかなければ持ち出しができてしまいますので、滄浪閣6棟と杉戸絵4枚を文化財指定するものでございます。

原田委員)

本件に限らず、大磯町にある貴重な資料については、積極的に文化財指定を進めていただければと思います。また、大磯町には文化財指定されている物はどれくらいあるのでしょうか。

生涯学習課長)

今後の予定としましては、近いうちに吉田邸も文化財指定されていくかと思っております。現在の大磯町における指定の状況でございますが、指定につきましては44件ございます。その内訳としては、国の指定が5件、県の指

定が 11 件、町の指定が 28 件で今回の指定が加えられますと 29 件となります。総数ですと 45 件となります。

澤委員) 今回指定されるのは個人の所有物ということですが、文化財指定について申し出てくださったことは尊重すべきことだと思います。諮問をお願いいたしました大磯町文化財専門委員会の答申については、専門家によるものですのでそのまま尊重したいと考えます。書類上のことですが、大磯町文化財専門委員会の方々の顔ぶれについては普段あまり関係がありませんので、このような報告書を作成する際には、お名前と専門分野等を記載していただくと良いと思います。何名いらっしゃったのか、出されたご意見や委員の方の間でも意見が分かっていたのであれば、何名中何名がという形で口頭でかまわないので教えていただければと思います。

生涯学習課長) 申し訳ありません。今後そのような形で提示させていただきたいと思います。文化財専門委員の方々の間にはそれぞれ担当する部門が決まっております。今回は建造物の有形文化財で、仏像、絵画、書に造詣の深い方々にお集まりいただいております。今後このような点を含めてご説明させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

教育長) 私も澤委員からご意見ありましたように、文化財専門委員会からの答申を尊重したいと考えます。特に 7 ページに指定理由が端的にまとめられておりますが、ここに記されているとおり、「別荘地大磯の代表的建築として貴重な遺構である」ということですので、ぜひ指定をしていきたいと考えます。

委員長) 私も滄浪閣があった場所に李王家の別荘が建てられたということでとても歴史的なものを感じます。名称は「滄浪閣」とのことですが、中身については大正期の建物ですよ。これは非常に例がないことだと思いますので、ぜひ後世に残していただきたいと思いますので、この答申を尊重したいと思います。襖絵については、私たちが利用していた際に目の前にあったのだと思いますが、見過ごしておりました。同窓会等で利用させていただいておりましたので、目の前にあって見過ごしていたことは大変残念であります。やはり貴重な物ですので後世に残していただきたいと思います。

石塚委員) 杞憂に過ぎないかもしれませんが、指定が完了したそのあかつきには、皆さんに見ていただくことが 1 つの目的であると思います。しかし、個人所有ですので常時誰もがみられる形にする訳にはいかないのかどうか、町内外の方々に広く見ていただけるような形にさせていただきたいと思いますが、その点どうでしょうか。

生涯学習課長) 資料の 8 ページに復元後の利用計画として図を添付させていただいております。指定されますと建築基準の関係により建物の存続が決定いたします。その後、修復に関する計画が提出されまして、復元修復工事に入っていく流れとなります。その段階で利活用に向けた方向性をはっきりと提示していただきたい旨を伝えておりますので、その形で一般公開についてをお願いをしていきたいと考えております。現在本邸につきましては、開発事業計画の付属施設ということになりますので、通常は事業者の管理・

運営をしていただく部分であるかと思えます。また外観とレストランとして利用されていたホールについては、こちらの図面にあるように展示スペースや研修スペースとして一般への利活用が図られると考えております。また、内部につきましても常時というのは難しいかもしれませんが、機会をみて一般開放されるよう調整をしていきたいと思えます。

委員長) 大磯町には会議を行う場所があまりございませんので、一般開放を進めていただければと思えますので、ぜひそのような形でお願いしたいと思えます。質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第 19 号について、原案どおりご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 19 号、「大磯町指定有形文化財の指定について」は、原案どおり承認いたします。

議案第 20 号 平成 20 年 12 月補正予算における教育委員会予算要求について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 学校教育課長の林でございます。「平成 20 年度 12 月補正予算における教育委員会予算要求について」学校教育課関係について補足説明をさせていただきます。別紙をご覧ください。

まず 1 点目は、小学校費の学校管理費で学校施設・設備維持事業の修繕料でございます。内容といたしましては、国府小学校の雨漏りの修繕でございます。具体的な雨漏りの箇所でございますが、2 箇所ございまして、1 箇所は、1 階の保健室の天井でございます。こちらにつきましては、保健室の外壁のひびや屋上部分の床からの浸水が考えられ、その部分の補修と防水塗装を施す修繕となります。もう 1 箇所につきましては、2 階廊下の南側突き当り部分でございます。こちらにつきましては、突き当りが 2 階屋上への出入り口ということで、横殴りの雨の日など、雨水がドア周りのシーリング部分から染み出し、廊下のほうに流れ込むということで、その部分の修繕になります。

次に、小学校費と幼稚園費の 2 つに関わっておりますが、どちらも調査委託料ということで、予算要求内容も同じでございますので併せてご説明申し上げます。こちらにつきましては、平成 17 年度でございますが、この年、全国的にアスベストによる健康被害が社会問題になった年でございますが、大磯町におきましても、当時、アスベスト対策会議を設置し、町内の公共施設 35 施設について調査を行い、学校施設につきましても飛散性アスベストの可能性のある 6 施設についての分析調査を行いました。その結果、いずれの施設も関連アスベスト物質が不検出という分析結果が出ておりました。しかしながら、その後、平成 18 年 8 月 2 日付けで「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」等の一部が改正され、いわゆる「石綿を含有する建材その他のもの」の含有量の規定が 1% 以上から 0.1% 以上

に規制が強化され、さらに、石綿関連物質が平成17年度の時点では3物質であったものが6物質に拡大され、今年2月、厚生労働省より、この基準による分析調査の徹底についての通達が出されました。以上のような経過を踏まえ、大磯町といたしましても、今年度、環境美化センターを中心とし、関連施設所管課職員との合同の会議を開催し、対策について協議してまいりました。その結果、過去の分析結果に関わらず、安全性を担保する意味からも6物質全てのアスベストの分析調査を実施することに決定いたしました。学校教育課につきましては、該当施設が幼稚園・学校施設でございますが、大磯小学校階段下や体育館等で3ヶ所、国府小学校がやはり階段部分で1箇所、小磯・月京幼稚園の2階ホール天井部分がそれぞれ1箇所ずつの計6箇所でございます。今回の補正はその6箇所の分析調査委託料でございます。なお、このアスベストの調査につきましては図書館も関連いたしますので、後ほどご説明をさせていただきます。

次に、幼稚園費の幼稚園施設設備維持事業の樹木剪定等委託料でございます。こちらにつきましては、小磯幼稚園の園庭の黒松が松食い虫の被害により、夏以降急激に松枯れが進み、倒木や他の健康なマツへの悪影響が心配され、ここで7本の黒松の伐採と他の松への薬剤の注入を行うものでございます。以上でございます。

図書館長) 図書館、山口です。12月補正予算において図書館も学校教育課同様、アスベスト分析委託料を要求いたします。図書館では、鉄骨部分の吹き付けにロックウールを使用しており、平成17年に1回目の検査を行っております。その時には検出されずということでしたが、学校教育課と同様の経過をたどりまして、今回検査基準が見直されたこと、また、物質について3物質が6物質に変更された結果、検査をしていただくこととなりました。場所ですが、2ヶ所ございまして、図書館の1階閲覧室におけるガラス天井の部分と2階の閉架書庫、2階と記してございますが実際には3階の屋根裏部分に当たります。この2ヶ所を抽出しサンプリング調査を行っていただきます。以上です。

(質疑応答)

原田委員) アスベスト調査については、既に1度行っているのですね。今回、基準値が1.0から0.1に下げられたとのことですが、どうしてなのでしょう。一度基準値が定められますと、各市町村それに準じて調査を行うと思います。必要なことで実施していただかなければならないことなのですが、前回と同様の調査を行う訳ですので、基準が変更になった理由を教えてください。お願いします。

学校教育課長) 当初は3物質、1%を基準としていましたが、その後、既存の建物が壊されていくなかで基準物質以外のものが新たに検出され、健康被害を出しているとの厚生労働省の報告があり、更に基準値についても強化されるという流れだと思います。

原田委員) 最初に基準がつくられた平成17年以降、現在にかけて報告された結果により基準が厳しくなったということですね。

学校教育課長) そのとおりです。

石塚委員) 更に規制物質が追加された件については再度調査が必要だと思います。郷土資料館や大磯中学校、国府中学校、大磯幼稚園などその他の施設については使用していないということでしょうか。

学校教育課長) 前回と同様の調査になりますので、前回該当がなかった施設につきましては、新しく追加された物質も存在していないということでもあります。

石塚委員) それは確認されているのでしょうか。

学校教育課長) 全て調査し確認しております。

原田委員) 教育委員会関係施設以外の公共施設については、アスベストを使用している可能性が高いですね。これは全町的に行われる調査なのでしょうか。

学校教育課長) 先程申し上げましたとおり、これは全町的な調査であります。町全体で21ヶ所が今回対象となっております。

澤委員) 今回再び調査を行う理由については、先程のご説明で納得いたしました。数年前に行ったばかりなのだという思いはありますが、実施せざるを得ない問題ですので理解をいたします。その他の項目で、松については対応は急がなければならないと思うのですが、全町的に考えなければならない問題であると思います。小磯幼稚園には松がたくさん生えておりますが、今回伐採することで松の数がゼロに近くなってしまうということはないのですよね。

学校教育課長) 松葉の一部が枯れてしまっている木もあるのですが、今回の7本については特に悪い状況にあるものです。ここで健康な松についても薬剤注入を行いますので、その効果が来年度どのように表れてくるのか心配な部分がありますが、薬剤注入を行わなければ確実に枯れていくだろうということで予算を計上させていただきました。

澤委員) 小磯幼稚園の松については今までに薬剤注入が行われていないのでしょうか。

学校教育課長) 行われておりません。

澤委員) それでは行った方が良く考えます。次に、修繕関係ですが、国府小学校の雨漏りについては規模が大きいものと考えて良いのでしょうか。今までにこれほど大きな修繕は行われていなかったのでしょうか。国府小学校では年数の経過による問題箇所を他にも抱えているのでしょうか。

学校教育課長) 他の学校施設においても数年前から雨漏り箇所についてはその都度修繕を行っております。当初予算のなかで緊急性のあるものから修繕を行ってまいりましたが、今回の国府小学校については秋の台風の際に雨漏りが発生したということで、緊急的に12月補正を行うものです。その他の施設については今のところ報告は受けておりません。

石塚委員) 小磯幼稚園を訪問した際、本館とグランド側の間に亀裂が入っており雨漏りがするとお聞きしたのですが、その修繕は終わっているのでしょうか。

学校教育課長) その修繕については既に終了しております。

教育長) 提示させていただいた項目につきましては、より良い環境づくりのための補正予算ということですのでご承認していただきたいと思っております。

委員長) 全て必要不可欠な事項ですので承認したいと思うのですが、雨漏りにつ

いては、建物の耐久性に関わることです。長年放っておくと鉄筋が腐食し、例えば 50 年ある耐久性が 25 年となってしまうなど急激に減ってしまう可能性がありますのでぜひ早めに対応していただければと思います。また、アスベストについてはポンプ室等の地下室にはよく吹き付けられているものなのですよ。耐熱性を高めるためという意味で吹き付けられているのだと思うのですが、私もかつて触れたことがあるのではないかと考えると冷や冷やします。健康上の問題でありますので、ぜひお願いしたいと思います。松枯れの問題については、小磯幼稚園内の教育研究所に勤務させていただいていたことがあるのですが、その頃から西湘バイパス側では国土交通省が松枯れの伐採を行っていました。それが幼稚園の方まで広がってきたのかなと思います。伐採するのは 7 本ということですが、園庭内の松ですよ。それがなくなってしまうのは寂しいという思いがありますので、良い方法を見つけて保護していただければと思います。

石塚委員) 小磯幼稚園の松枯れについては三好町長もご覧になっております。ずいぶん枯れましたね、ということをおっしゃっていただきました。松食虫に強い松が開発されており、今度その松を植えようと思っておりますとおっしゃっていましたが、この点についてどうでしょうか。

学校教育課長) 直接町長からお話を聞いておりませんが、そのような対策があるということであれば検討していきたいと思います。

石塚委員) 育つまで時間がかかりますので、すぐにでも植えないといけませんね。ぜひ検討をお願いいたします。

澤委員) 今のような立派な姿になるには最低 20、30 年程はかかるのではないのでしょうか。

石塚委員) それではぜひお願いしたいですね。

教育長) 裏話ですが、枯松を事務局職員が自分たちで切りに行くという話が出たのです。その際、万が一倒木の下敷きになったり、高所から落ちたりしたらどうするのかということで、教育次長が止めたのです。そのような経緯とともにぜひお願いしたいということを町長にお伝えしてございます。

委員長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第 20 号について、原案どおりご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 20 号「平成 20 年 12 月補正予算における教育委員会予算要求について」は、原案どおり承認いたします。

議案第 21 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例について（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条）

議案第 22 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例について（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 24 条の 2 第 2 項）

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育次長) お手元の議案第 21 号、22 号の資料に基づきましてご説明いたします。まず、この条例の制定概要でございます。町では昨年度より、三好町長の命により機構を変える検討をしてきました。この度ここに書いてございますように、高齢社会を迎え、これからのスポーツはより町民の健康増進に重点を置き、いつでも、どこでも、誰もが気軽に健康づくりに取り組めるような政策の推進が必要ではないか、更に、近年の教育基本法の等の教育関係の改正がございまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」についても改正がされ、教育委員会の職務権限である「スポーツに関すること」を市町村長の職務権限とすることが可能となりました。その根拠といたしましては、資料 2 の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋でございます。今までは第 23 条 13 項で「スポーツに関すること」が教育委員会の職務権限とされておりましたが、法改正により、職務権限の特例、第 24 条の 2 で地方公共団体の長が「次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる」とされ、大磯町に関しては「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」という部分を町長の職務権限に移すことができることになりました。第 21 号、第 22 号の一括審議となっておりますが、第 21 号の議案につきましては、条例をつくる場合には第 29 条で教育委員会の意見をきかなければならないと規定されておりますので付議してございます。また、職務権限の特例の部分では、特例条例をつくる際に、第 24 条の 2 第 2 項で「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない」と定められておりますので、議案第 22 号については議会からの意見聴取ということで付議させていただきました。条例の制定概要についてはここに記してあるとおりでありますが、具体的な条例の内容をご説明いたします。大磯町スポーツ振興審議会設置条例、大磯町立武道館条例が教育委員会の職務権限でございましたが、特例条例を制定することにより、「教育委員会が町長の」を「町長が教育委員会の」へ改正する等の文言の改正がございまして、特例条例を制定することにより、関係する 2 つの条例が改正されるという点が附則で定められております。議案 22 号につきましても同様の内容であります。以上でございます。

委員長) 私から確認をしたいと思っております。この条例制定にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づくものと第 24 条の 2 第 2 項の規定に基づくものについて教育委員会に意見を求められているということでしょうか。

教育次長) 教育委員会関係の条例改正については、教育委員会への付議で改正いたします。この根拠につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第 29 条で町長が議会へ教育関係の条例を上げる際には「教育委員会の意見を聴かなければならない」と定められていることに基づきます。しかし、今回の条例の場合は、特に職務権限を町へ移すものですので、そ

のためには条例をつくらなければなりません。また、議会からも教育委員会に意見を聴くことが定められております。今回の条例のような例はあまりございません。他の例では、人事委員会の意見を聴かなければならないという地方公務員法の規定があるぐらいです。多くの場合は町長から意見を求められるのみですが、今回の場合は議会からも意見を求められているということでもあります。以上でございます。

委員長) 　ただいま条例制定について、ご説明をいただきましたが、先日の第3回臨時会におきまして、町からも説明をいただきました。本日は教育委員会として意見をまとめたいと思います。よろしく願いいたします。

(質疑応答)

原田委員) 　本議案につきましては、第3回臨時会において協議がなされ、教育委員会内部での討議を踏まえられたと思いますので、承認ということで良いと思います。

澤委員) 　手続きの点で理解できていない部分があるのですが、スポーツ関係については、教育委員会から町長部局へ移行させても良いと法令上なりましたので、今回の移行については特段反対するものではありません。ただ、子育て支援関係の移行とセットで交換という言い方が良いか分かりませんが、子育て支援関係の移行があった結果、スポーツ関係を移そうということになった部分もあると私は捉えております。このように所管を移行する場合には、業務内容とボリュームにおいての問題が非常に重要になると思います。この点については、今回の議案21号、22号からではそれが見えてきません。スポーツ関係を移行するというには同意したいと思うのですが、今述べた様な点に少し心配を感じます。

石塚委員) 　組織変更の趣旨は意思決定のスピードアップや組織のフラット化であり、人員配置の見直しにより事務効率が向上され、サービスの質を高めるということは、誠に結構なことであると考えます。今回の議案は組織変更のためのものであると理解しているのですが、教育委員会関係では、2つの柱があるのご説明があったかと思えます。1つは、スポーツ振興のため、もう1つは子育て支援の強化であります。スポーツ振興の部分は、条例改正ではウェイトを占めておりますが、教育委員会では従来、生涯学習課が担当し、数々のスポーツ振興、健康増進を図った企画が実施されてきたかと思えます。我々もチャレンジフェスティバル等に参加し、非常に良い企画を行っていただいていると感謝しております。今回、町長部局に移管して更に町全体で健康増進に取り組み、これからの高齢社会において負担増が予測される医療費の抑制につながるということなので大賛成であります。チャレンジフェスティバル等に参加して気になっていたのは、町民全員参加ではない点です。いつもの顔馴染のメンバーが集合しているという印象を受けます。スポーツ関係が町長部局に移管したことによりスポーツ振興と健康増進が結びつき、更に町民をあげた、全町民 32,000 人と言わないまでも、参加率を伸ばすようなイベントを開催することが可能となるのではないかと考えます。職務変更にこのような点を望んでおり、更に健康増進を推進

していただければと思います。スポーツ振興が教育委員会から移管されることには寂しさも覚えますが、更なる発展を目指すためには良いことであると思います。

原田委員) ただ今、澤委員と石塚委員から出されたご意見は、次の議案第 23 号に関するお話であると思います。議案第 23 号の内容があつて、第 21 号、第 22 号で条例改正がなされるので、次第の順番では、議案第 23 号の内容が議案第 21 号 22 号の先にあるべきではないかと考えます。

教育次長) 澤委員からありました、スポーツと子育て支援が交換で移管されたというお話ですが、そういったことはございません。石塚委員のお話にもありましたとおり、スポーツについては活動の幅を更に広げるために健康増進と結びつき、子育て支援につきましては一本化を図るために組織改革が行われます。

また、条例の順番につきましては、議会の方の事務手続きでも同様の順番となっております。課等の設置条例におけるスポーツ健康課の「スポーツに関すること」については、教育委員会の承認を受けなければ行うことができません。その結果、第 24 条の特例条例が先の議案となっております。教育委員会の事務を町部局に移管するという承認を得ないと、町の事務の位置づけができないということでこの順番となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

澤委員) スポーツ関係については町部局の条例を改正して対応して、子育て支援関係が教育委員会に移管されるということは、教育委員会の条例を改正しなければいけないということでしょうか。

教育次長) 子育て支援の関係については、特に改正する必要はございません。スポーツに関することは明確に教育委員会の職務権限から町長の職務権限に完全に移管するというものなのですが、子育て支援の関係は、委任、補助執行という関係であり、条例も全て改正ということではありません。児童福祉関係の条例に改正が出てくるのかなという気がいたしますが、子育て支援関係は、町長の権限として残しておいて、その事務を教育委員会に委任、補助執行するというものであります。

石塚委員) 所管が変わることで、文言としては不具合が出るのではないのでしょうか。

教育次長) 地方自治法の第 180 条の 2 に補助執行と委任事務を行う根拠がございます。あくまでも母体は町長部局にあるのですが、事務については町長の職務権限を教育委員会に委任、補助執行するという規則を定めていく形となります。

委員長) スポーツ関係に移管するという事は、学校教育法の改正で移管が可能となった結果なのではないでしょうか。

教育次長) 資料「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋」をご参照ください。今まで第 24 条までしかなかったものが、第 24 条の 2 という条文ができ、町の考えと同様にスポーツ振興という観点のみでなく、地域づくり等の観点からの総合的な推進が、議会の意見を聞くことを必要とするものの、町長部局でも可能である形となっております。

石塚委員) 「大磯町スポーツ振興審議会設置条例」の一部改正ということですが、

大磯町スポーツ振興審議会は任期が2年ということですが、どのような方が審議員となっているのでしょうか。

教育次長) 平成14年ぐらいまではスポーツ振興審議会はございました。審議会とは、スポーツ振興計画を立てたり、大規模な施設を造る際の諮問機関です。例えば、大磯運動公園を造る際にスポーツ振興審議会に意見をいただき、検討したという経緯がございます。しかし、旧生沢プールの代替プール建設を検討するにあたっては、社会教育委員の方のなかにもスポーツ関係者がいらっしゃることから、社会教育委員会に諮問を投げかけました。スポーツ振興審議会については休止の状態ではありますが、活動当時の人員としては、議員、中教育事務所所長、体育協会代表者、学校長を含む5名で結成されていまして、大磯運動公園建設時には意見をいただいたのですが、個別の答申については、社会教育委員会で良いのではないかとということで対応してきました。社会教育委員の1つの職務として、社会教育団体等に補助金を交付する際には意見を聞かなければならないという社会教育法の定めがあり、今までは教育委員会の所管でしたので、社会教育委員会へ意見を求めることができたのですが、機構改革により部局が分かれることとなるにあたってどのように対応するか内部で検討をいたしました。例えば、体育協会に補助金を交付する場合、体育関係団体になりますのでどのように対応するのか、社会教育委員から質問が出されましたが、スポーツ振興法が改正され、スポーツ振興審議会のなかで補助金の歳出について対応して構わないということになりました。今までは社会教育委員会が社会教育と社会体育の両面に対応くださっていたものを、所管に変更が出た結果、条例を改正し、スポーツ振興審議会についての予算計上をさせていただく予定でございます。

委員長) 他にご意見、ご質問はありませんでしょうか。それでは、以上の意見を踏まえ整理いたしますが、議案第21号、22号については、色々なご意見が出されました。スポーツ関係では、町を上げての健康増進に向けて等に対してご意見が出されていまして、委員長の責任において意見書としてまとめたいと思いますが、委員長に一任していただけますでしょうか。

各委員) よろしくお願ひいたします。

委員長) それでは、町長、議長への回答の前に確認をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

議案第23号 大磯町課設置条例について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育次長) お手元の議案第23号の説明資料に基づきましてご説明いたします。大磯町課設置条例でございます。制定概要につきましては、議案第21号、第22号でもご説明いたしましたとおり、昨年度より町の組織についての検討を行ってきました。その背景にはここに記されているように地方分権の進展、

地方自治体自らの責任と財源で行政運営が求められております。そのなかで大磯町も行政改革、定員適正化計画などを進めていくなかで、現行の組織では組織の方が多く、人が配置できないという現状があり、新たな行政課題への対応ということで組織を見直してきたものです。今回「大磯町課設置条例」を制定する法律的な根拠は、地方自治法第 158 条第 1 項となります。今回の重点項目としては、教育委員会関係の部分のみを説明させていただきます。2の「子育て支援体制の強化」ということで、文部科学省や厚生労働省などの所管の枠にとらわれず、総合的に子どもの育成を所管する組織を設置し、窓口を一本化するために教育委員会へ業務を移そうとするものです。次に、先程審議いただきました3の「スポーツ振興体制の強化」であります。学校体育以外のスポーツに関する事務を、競技としてのみでなく、健康づくりの観点からも推進していくために町組織内にスポーツ健康課を設置するものであります。裏面の条例の概要ですが、第1条は、地方自治法に基づいて町長部局に設置する課を定めるものです。第2条は、第1条で定めた各課が何を行うのか、つまり事務分掌を定めるものです。この条例につきましては、平成21年4月1日より組織を変えるものであります。この条例等を制定するにあたっての関連事項といたしましては、「大磯町部等設置条例」を廃止いたします。また、教育関係ではございませんが、ここに記してあります4つの条例の一部を改正いたします。資料2にはより体系的に示した組織図を添付してございます。今の条例に関連するのは、資料2の組織図の2枚目の会計課の部分まででございます。この課設置条例が通過いたしますと、教育委員会の組織については教育委員会が規則で定めることとなります。条例が通過した後4月までに、概ねの部分は町に沿って行いますが、教育委員会として子ども育成課等の処々事務を定めていくこととなります。以上でございます。

委員長) 質疑に入る前に確認をしたいと思います。議案第23号の条例については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づくもので町長から意見を求められているということでよろしいでしょうか。

教育次長) 今回の場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、教育委員会へ意見が求められているものです。先程議会より意見が求められたのは特例中の特例でございますので、今回は通常第29条により意見が求められております。

委員長) ただいま条例制定について、ご説明をいただきましたが、この条例につきましても、先日の第3回臨時会におきまして、町から説明をいただいております。本日は教育委員会として意見をまとめたいと思います。よろしく願いいたします。

(質疑応答)

石塚委員) 今回の機構改革については、これまで教育委員会でも幾度か検討を行っております。教育委員会としてお願いをしてきましたが、反映されることなく原案通りのものが提示されてきたと思います。町長の頑固さが表れているように感じます。このような頑固さが無いと機構改革は実行できない

のだなど、つくづく思った次第であります。フラット化し事務効率を向上し、意思決定のスピードアップを図る体制は期待できますが、フラット化によりチェック機能が弱まることがあります。トップダウンで行われる分には良いのですが、ボトムアップがされない組織になる傾向がございますので、ぜひ各課の最高責任者である課長には、ボトムアップ、つまり下からの積極的な提案ができる組織づくりをしていかないと活性化が図れないという欠点があると考えます。部制を廃止して組織がシンプルになったのですが、チェック機能の低下を防ぎ、組織を活性化させることが課題かと思えます。従来4部14課31班ございましたのが、10課5室となる訳です。部制が廃止されると、部長はどこへ配置されるのかという心配がございます。ぜひ有能な部長の人材活用を積極的に図っていただきたいと思えます。

教育委員会関連では、生涯学習課所管でありましたスポーツ振興、健康増進についてはそれなりに頑張っていたいただいと感謝しておりますが、更に町全体としての健康増進となりますと町長の下で組織化された方が良いと思えます。町長は3Kということで、「教育」・「環境」・「観光」を掲げていますが、3Kというのはイメージが悪いので、「健康」を加えた4Kにした方が良いのではないのでしょうか。

子育て支援強化ということですが、教育委員会に移管したからといって必ずしも強化できる訳ではありません。子育て支援担当の職員4～5名が教育委員会傘下に入ってきますが、職務が完全に移管されるのではなく、補助執行となっている点に心配があります。自分たちの長は誰であるのか混乱をきたすことがないよう、自信をもってプロとして職務を果たせるよう配慮が必要であると考えます。これは教育委員会も配慮しなければいけないことです。教育長と町長の権限委譲がどの程度まで行われるのか、補助執行とはどのような形態なのか、子育て支援担当職員の力が削がれないよう移管を進めていただければと思えます。

教育次長) 委任と補助執行についてですが、以前から教育委員会職員が町長の仕事を明確な規則がなく行ってきたことがございます。子育て支援関係が教育委員会に移管されることで、事務補助なのか、権限委任なのか、町の方でしっかりと規則を定めるよう詰めていきたいと思えます。今回移管された点だけでなく、具体的には、新幼稚園の財産取得については、町長の職務という位置づけであります。それをなぜ教育委員会が行っているのかというご指摘があり、その件については、町長と教育委員会の間で事務の委任について規則で定めたいと思っております。補助執行にあたって子育て支援担当職員数名の異動についても、機構改革を実施したことで支障が生じたということがないよう、執行体制を整えていくと同時に町へ要望していきたいと思えます。

澤委員) 町部局の問題にあまり意見するものではないと思えますが、一般論としてフラット化という言葉に引きずられてしまう面があることは注意しなければならないと思えます。企業でもフラット化することで反省や失敗があったということは、言葉に引きずられた部分があったからだと思えます。

今回フラットという言葉はより実質の部分に重きを置き、運用がしっかりできなければ意味がないので、人数が削減されることは良いことなのかも知れませんが、全体については注意していただきたいと思います。フラット化には、非常に難しい部分があることを認識していただきたいと考えます。教育委員会についても一部フラット化する部分がありますので、権限や職務を明確にしていく必要があると思います。

子育て支援関係が一本化することは、根本的に国に問題があるので、一本化を試みる点は賛成いたします。新たに組織を設置しますが、職務については補助執行で行われるというのは、しっかりこない部分があります。任務を遂行するにあたって責務等について裏付けをした上で、混乱がないよう組織の明確化をしていただきたいと考えます。また、人員、使命、任務は予算とも関連すると思いますので、その部分についても問題が出てくるのではないかと心配をしております。

原田委員) 昨日までのなかで意見を申し上げましたし、それに対する回答をいただいておりますので、この部分については特にありません。ただ、澤委員のおっしゃられたように、必要人員を確保し、実際に実行できる体制を整えるという点については、教育委員会に限らず町全体で継続的に考えていただくべきだと思います。

委員長) 私も機構改革を実施するにあたっては、スムーズな職務遂行が果たせるよう考慮していただき、教育委員会としても町へ要望していききたいと思います。

石塚委員) 子育て支援体制の強化は、2本柱の1つであるということですので、教育委員会のなかでも子育て支援室ではなく、子育て支援課という「課」で扱わなければいけないのではという気がいたします。課とすることで子育て支援体制の強化を図っていかなければならないと思います。教育委員会に子育て支援関係が移管されたことは、文部科学省と厚生労働省の壁を大磯町は取り払ったという意味はとても大きいです。以前、小学校の学童保育の話聞いた際、同じ施設内での教育活動ですが、義務教育の授業を受けている時は文部科学省、放課後になって学童保育を受けている時には厚生労働省ということで、見えない壁があることを感じました。地方自治体、特に大磯町ではこの壁を取り払うことができたら良いと思っているところで、このような機構改革が行われることとなりました。円滑な事務により住民サービスの質の向上が期待できるものにしていただきたいと思います。大変だとは思いますが、従来の学校教育課、生涯学習課の皆様とで相乗効果が出るように実施していただきたいと思います。子育て支援については「室」の扱いであるが、町長は子育て支援体制の強化を掲げております。実行面でご配慮いただきたいと思います。

教育長) 先程から出ております様々なご意見については、先般行われた福祉文教常任委員会においても議員の方からいただきました。石塚委員のお話にもありましたように、学童保育や放課後子ども教室については、同じ時間帯、同じ施設内で行っている事業ですが、今までは教育委員会と町長部局とで分かれておりましたが、例えば、明確に事務を委任して教育委員会の責任

において進めていくことも考えられるのではと思います。子育て支援関係の移管ということで、例えば、小児医療等の問題についてどのように扱うか、この場で論議することが教育委員会として馴染むのであろうかという問題がございます。このような部分の事務については補助執行として扱い、振り分けをしていく形となります。その場合、責任、権限については明確にしていかなければなりません。また、前回の臨時会の際に原田委員からご意見ありました仕事量に対する職員の適正配置についてですが、これについても当然要望していきたいと考えております。様々な点においてご心配をいただいておりますが、事務局を含めて対応していくつもりでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長) 他に何かございませぬか。住民サービスのためのチェック機能体制やスムーズな事務執行、責任体制の明確化等のご意見をいただきましたので、このような点を踏まえ、議案第 23 号の意見書をまとめていきたいと思ひます。先程と同様に、委員長の責任において意見書としてまとめたいと思ひますが、委員長に一任していただけますでしょうか。

各委員) よろしくお願ひいたします。

委員長) それでは、意見書の提出の前に確認をさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

議案第 24 号 大磯町立球技場の設置、管理等に関する条例の廃止について

生涯学習課長) 生涯学習課の和田でございます。議案第 24 号「大磯町立球技場の設置、管理等に関する条例の廃止について」ご説明いたします。

資料をおめくりいただき、資料 1 をご覧ください。「大磯町立球技場の設置、管理等に関する条例」につきましては、大磯町東町 3 丁目 2 番 5 号に所在する「大磯町立東町球技場」の設置、管理等を規定する条例でございます。本球技場の用地につきましては、昭和 45 年寄付により大磯町の所有となりまして、その後、昭和 56 年 4 月からは、教育委員会所管のスポーツ施設として開設を行ってまいりました。近年では、周辺環境の変化により四方すべてを一般住宅に囲まれ、騒音も懸念されるなか、駐車場も確保できない状況であり、2 団体のみの利用が続く状況となっております。これらの状況を踏まえ、教育委員会では東町球技場に関する今後のあり方について検討を行い、社会教育委員会議の意見を求めるため、平成 18 年 9 月に諮問を行いました。が、「町民全体が利用するスポーツ施設としては、環境面、機能面などで様々な課題があり、今後の利用推進は見込まれず、現状においても公平な町民サービスが図られていない」との意見がだされました。この答申を受け、平成 19 年 1 月の教育委員会定例会において、本施設のあり方についての協議が行われ、同様な意見をいただきましたことから、教育委員会としては、本施設の利用状況、住宅地に囲まれた周辺環境による種目の制限、施設環境による利用推進、公平性、費用対効果などを総合的に判断し、東町球技場について廃止するものであります。次のページ、資料 2 につきましては、大磯

町立球技場の設置、管理等に関する条例の全文でございます。以上、「大磯町立球技場の設置、管理に関する条例を廃止する条例」を、平成20年大磯町議会12月定例会に提案することについて、教育委員会の意見及び承認を求めるものです。よろしくお願いいたします。

(質疑応答)

委員長) ただいま、事務局から説明がありました。この案件につきましては、平成19年3月に教育委員会として承認をしておりますが、12月大磯町議会定例会に上程するという事で再度あがってきたということでございます。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

澤委員) 内容につきましてはご説明がありましたとおり、平成19年3月教育委員会定例会において、次の議会に提案することに賛成で一致したものです。我々はスムーズに進んでいると思っていただいぐらいですので、今回も内容的には同様のものですので賛成いたします。前回の議案提出に賛成した時には、教育委員会から提案ということだと思ったのですが、本日の添付資料には、町長から提案することに対する意見を教育委員会へ求められておりますが、これは事務手続き上、前は町長からこのような意見聴取に関する文書が必要でなかったが、今回は必要であったということなのでしょう。また、2日前の臨時会において、町民の方の陳情書が提出されておりましたが、これについては特に議会に報告するという事はないのでしょうか。

教育次長) 1点目ですが、前は教育委員会の提案ではなかったかのご質問ですが、今まで条例改正等の付議にあたって何の法律に基づいて付議するかについて、条例の提案は町長のみですので、教育委員会の関係の条例であっても、町長が総合的に判断して提案する必要があります。総合的に判断するために提案してもいいかどうかの確認が今回の意見聴取にあたります。今までは文書の取り交わしもなく、町長からの依頼に基づいて意見聴取が行われているのかが明確でなかったため今回から提示していただきました。今後はこの形で行っていきたいと考えております。

2点目の陳情の取扱についてですが、陳情者から町長、議会、教育委員会の3ヶ所に提出されております。議会に聞いたところ、陳情と廃止条例案が同時に出てきておりますので、条例案に対して出された結果に基づき陳情者への回答を行うとのこと。議会の条例に対する審議の結果が陳情への回答となるのではないかと考えております。

石塚委員) 平成19年3月定例会において出した結論と同内容ですので、私は異議ありません。前回の場合、条例廃止が保留されたのは、跡地利用がはっきりしない段階で廃止はできないというご意見が出されたからだと認識しておりますが、教育委員会で跡地利用は決定するのですかとお聞きしたところ、町部局が検討することになっているとの回答でしたがこの点いかがでしょうか。

教育次長) 跡地利用につきまして平成19年3月の定例会で廃止条例を提案することに対してご意見をお聞きした訳ですが、その後の平成19年4月の福祉文教

常任委員会で跡地利用はどのようにするのか、その時点では町側も跡地利用の検討をしておりましたが、結論が出ていない状況でした。また、それから1年程町も検討を重ねてきまして、道路の規制等により廃止の意思決定が11月4日に行革推進本部においてなされ、売却される方向となりました。それに基づいて廃止の上程がされてきたものでございます。

原田委員) 教育委員会の施設ということであったが、教育委員会が教育行政上の目的は終了したということだと普通財産に移行するのではないのでしょうか。

教育次長) 廃止条例を承認していただくことによって、行政財産から普通財産へ切り替えます。

原田委員) 廃止条例の承認がなければ、普通財産への切り替えができないのですね。

教育次長) はい。生沢プールの場合と同様であります。生沢プールも生沢プールの廃止条例を承認いただき、教育財産であったものを普通財産に切り替えを行いました。東町球技場は普通財産へ移管替えされますと売却される予定でございます。

石塚委員) 売却の方向性が出されたことがはっきりしたので今回提案できるのですね。

教育次長) 町の方に売却の方向であることを確認し、提案いたします。

委員長) 他に何かありませんでしょうか。質疑を打ち切り、討論を省略し採決に入ります。議案第23号について、原案どおりご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第24号「大磯町立球技場の設置、管理等に関する条例の廃止について」原案どおり承認いたします。

協議事項第1号 平成21年度教育委員会当初予算要求に係る協議について

教育次長) 詳細につきましては各課長よりご説明いたしますが、平成21年度当初予算方針が出されまして、町全体の予算関係ですが、平成21年度の歳入見込は82億9,800万円となっております。また歳出は86億5,600万円ということで、3億5,800万円の財源不足が生じる見込となっております。予算編成方針においては、基礎事業の徹底、検証、見直し、スクラップ・アンド・ビルドの姿勢が示されております。先程3Kのお話が出ましたが、重点目標として環境、教育、観光を3本柱として掲げたいということでございます。新たな事業については新たな財源を確保する。事業仕分けの結果を踏まえる。また受益者負担の適正化ということで使用料・手数料については定期的な見直しが必要である。このような点も提示されております。簡単ではありますが平成21年度予算方針の説明は以上でございます。お手元の資料の詳細につきましては、各課長、図書館長よりご説明いたします。

学校教育課長) 資料をご覧いただきながら特徴のある部分のみを抽出してご説明いたします。資料の1ページ目をおめぐりください。教育総務費要求額2億189万円で前年度との比較では176万6千円の増ということでございます。教育総務費は、目としては教育委員会費、事務局費、教育指導費というもの

がございまして、この内容は右側主要事業の要求内容の中に列記しております。9点目ですが、小・中学校の学校図書の実を目的とした新規事業でございます。今年度までは小・中学校の学校運営事業の消耗品費に含まれていた図書購入費や図書整理員さんの賃金等も含めこの事業費の中で予算計上したものでございます。以上が教育総務費の主な内容でございます。それ以外の部分につきましては、昨年度をベースとして考えております。

4点目は昨年度からの事業でございます。小学校1学年の児童について、1学級を35人を上限とした学級編制を行うため、昨年度も同様の予算要求を行いましたが、今年度も引き続き予算を要求したものでございます。具体的には、学校の中でクラスを持たない教師を新たに学級担任となってもらい、その後補充として非常勤講師を町で採用するものです。県からの職員の配置はない訳ですが、町で1人雇用し、1年生については35人以下の学級編制を実施したいと考えております。11番、12番は新規事業となっております。11番は、校務情報の管理等を行うための教職員用コンピュータの借上げ料でございます。12番は、17日の臨時会後に生沢プールの廃止に伴い新しいプール整備について町へ要望書を提出したところでございますが、学校プールの建設ということで、次年度につきましては、その設計委託料として計上させていただいております。

次に、中学校費でございます。2ページをご覧ください。21年度の要求額は2億2,753万1千円で比較としては1億6,270万9千円の増でございます。増の理由の大部分といたしましては、8番に記載しております国府中学校耐震改修工事及び大規模改修工事实施によるものでございます。また、新規事業の9番ですが、小学校費と同様に教職員用コンピュータの借上げ料でございます。

次に、幼稚園費でございます。本年の要求額が7億1,147万7千円で、5億4,740万1千円の増ですが、これにつきましては月京幼稚園の新園舎の工事と国府幼稚園の耐震改修工事を行うものでございます。新規事業については以上ですが、その他の幼稚園費としては、幼稚園の臨時教諭の賃金や教育支援員の賃金増を予算要求しております。人件費については、教育費の中に何人分入っているかということだけを申し上げさせていただきます。教育総務費には事務局の人件費が14人分入っております。小学校費には校務整備員が2人、給食調理員が9人、中学校費では校務整備員2人、幼稚園では幼稚園教員15人をこの中に計上しております。学校教育関係は以上でございます。

生涯学習課長) 3ページをご覧ください。まず、生涯学習班についてのご説明をいたします。実施事業内容の見直し精査を行いました。重点的な配分が行えるよう配慮いたしました。減額となった大きな理由としては、生涯学習館整備工事が減となった点でございます。

次に4ページをご覧ください。スポーツ班の費用でございます。落丁のため、1番としてスポーツ振興審議会委員に関わる予算要求ですが、こちらは新規事業となります。全体的には費用の増減は大きく出ておりませんが、体力づくり、健康づくりをメインにおいた事業展開で予算が配分でき

るような形で要求を行っております。

続きまして、5ページの郷土資料館の予算についてですが、こちらにつきましては7番と8番が新規事業となっております。7番につきましては、伊藤博文が逝去いたしましたして来年度は100年目となることから、特別企画展等を行っていく予定ですので新規事業といたしました。2番の郷土資料館運営委員にも関わりますが、リニューアル構想を職員の重点目標として掲げておりますので、それをより具体化するために郷土資料館運営委員会の増を要求しております。また、今年開館20周年を迎えたのですが、老朽化した施設の改修や常設展のリニューアルに向けた委託関係を新規に求めており、全体で760万円程の増加となっております。以上でございます。

図書館長) 資料の6ページをご覧ください。図書館関係につきましては、平成20年度で町史の編さん事業が終了することにもなう予算減が大きくなっております。図書館業務におきましては、現行図書館サービスの質を維持し、また、効率的な図書館運営を行い、生涯学習の場の提供に努めてまいります。図書館の維持管理では、付帯設備の老朽化が進んでおりますので、2番のところで電気設備や玄関自動ドアの保守修繕など必要修繕費を計上してまいります。また、工事委託が大きな、図書館の北側壁面及び屋根の工事委託と窓サッシの整備については、新規事業として9番で要求してまいります。図書館の運営関連におきましては、効率的・効果的な運営を念頭に円滑な運営を趣旨として、平成21年度には臨時職員の雇用による従来の運営を継続していきたいと考えております。子どもの読書活動の推進につきましては、事業を継続して進めてまいります。なお、町史編さん事業が終了することに伴い、町史資料の保存と有効的な資料の活用を目的とする新事業も計上してまいります。全体で前年度と比較して1,613万円の減となっております。

(質疑応答)

澤委員) 町長の掲げる重点項目について、予算としてどのように反映されているのかがわかるようにしていただきたいと思っております。実際の数値を見ますと、特に中学校や幼稚園におけるハードの面での予算が多い点が目に付くところです。それをして重点項目であるというのは、間違いであると思っておりますので、実質的に何が重点とされているのか明確にわかる形で提示をお願いしたいと思います。今までやってきたことの、教育関係ですので継続事業が多い訳ですか、ここ数年で新たに取り組んできた事業もあると思っておりますので、その状況、良い方向で進んでいるのかどうか予算を獲得するポイントになると思っておりますので、十分説明できるようにしていただきたいと考えます。議会に要求を出す訳ですよ。議会への資料はこの形式なのか。金額と内容についてはこの程度のものか、さらに詳しい資料となるのでしょうか。細かく見ますと書き抜けている部分があるように思います。また誤解を与えないように配慮していただければと思います。人件費についてですが、学校教育関係は先程言葉で説明していただきましたが、教育総務は人件費の割合が大きい訳ですので、このような部分についてはしつ

かり提示するべきではないかと思ひます。

教育次長) 本日につましましては、あくまで要求ということで1月に査定を受け、協議を行う予定でございます。組織の改革もその時点では終わっている予定ですので、子育て支援関係についても加えて検討していく予定です。予算の査定後に更に精査した資料を用意したいと思ひます。資料の形式についても資料を作成するにあたって財政課と協議をしておりまして、まだ予算も確定しておりませんので、毎年、予算の款・項・目・節・細節とあるのですが、その目までで財政からはお願いされております。協議の段階ではもう少し詳細な資料が提示できるかと思ひます。ハード面が重点項目ではなく、金額の問題ではないというのはそのとおりであります。時間の関係や予算が確定されていないこと、また新たに取組む事業もございまして、平成21年度教育委員会基本方針のなかで重点政策として盛り込んでいくことになると考えております。

原田委員) 澤委員のおっしゃったことと関連し、また毎回お願いしていることですが、建設等に関する点、つまり財産に関わる費用を除く運営費全般の増減を知りたいということについてはどうでしょうか。また、教育における事業をみる指針として運営費の推移がどのようになっているかを把握すればある程度教育に力を入れているのかどうかわかります。幼稚園の建設費、国府中学校の耐震工事費が含まれると運営費のトレンドの推移がわかりませんので、その点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。歳入が82億余、歳出が86億余ということで3億5,800万円の赤字予算ということですが、これを補填するのは地方債で行うのでしょうか。

教育次長) 1点目につましましては、予算を議会に要求する段階になりましたら、人件費、経常経費、普通建設事業の推移がわかるように資料を作成したいと考えております。

原田委員) 要するに建設費等になりますとハードの面となりますので、ソフトの面ではどのようになっているのかということでもあります。

教育次長) 2点目の赤字補填はどうするかですが、まず歳出の削減を行い、どうしてもという場合には財政調整基金を取り崩すか起債かということになるかと思ひます。

原田委員) 中学校費の8番目、国府中学校校舎耐震改修工事及び大規模改修工事を実施とありますが、グラウンドの改修も含まれるのでしょうか。

学校教育課長) この計画のなかには含まれておりません。

原田委員) 毎年、中学校の運動会が5月にあり、ちょうど梅雨に差しかかるかどうかという時期でして、前日に雨が降ることがここ何年か続いておりまして、グラウンドに砂を運び、先生や保護者が一生懸命使える状態にしようとしているので、これは大磯小学校も同様かと思ひますが、そういった状況は早めに改善できればと考えます。

教育次長) 教育委員会としては総合計画を変更し、建物の改修工事とグラウンドの整備も同時に行えないかと意見を出したのですが、町の方で財政上、同時に行うのは難しいということでした。平成22年、23年にグラウンド整備を行うということで少し先延ばしとなります。大磯小学校もそれに合わせて伸びて

しまったという現状でございます。

石塚委員) 予算の特徴を明確にさせ方が良いと思います。固定費的な部分と変動費を区別し行っていただきたいと思います。本日は時間の関係でこのような資料となったのだと思いますが、重点項目がわかるようにしていただければと考えます。予算編成のプロセスとしては、学校等の現場からの要求もあるかと思いますが、それに対して全て応えられている訳ではないですよね。どのような点が漏れてしまったのか提示していただくと、更なる議論ができるので検討願いたいと思います。

教育次長) 経常経費につきましては、前年度と比較して何パーセント以下に押さえるという財政課からの指示がございますが、新規事業につきましては、その枠外ということでほとんど要求しております。教育委員会が学校等に対して修繕等のどの部分を行うのか判断をするのではなく、もちろん優先順位は付けますが、学校から要望されたものは全て要求をしております。予算の決定後、学校と優先順位の検討を行うことはあるかと思っております。

石塚委員) 小中学校の先生に対するコンピュータの配分は1人1台という状況になっているのでしょうか。

学校教育課長) 先生方へのコンピュータの貸与はまだできておりません。ここで今回予算要求を行わせていただいております。

澤委員) 今回が初めてということですか。

石塚委員) 学校の財産として先生に貸与するのですか。

学校教育課長) 学校に各先生方用として一台ずつ用意するというご様子でございます。

石塚委員) 現在、先生方が使用されているのは自前の物だということですね。

学校教育課長) そうです。

澤委員) 事故が発生しても文句は言えないということですね。

学校教育課長) セキュリティに関しましては、昨年度、情報の取扱いについては各学校へお示しし、各学校ではその徹底を図っているのですが、私物のコンピュータを使用している現状を打開すべく、今回予算要求した次第でございます。

石塚委員) 平成21年度の予算でどれくらいの割合で支給されるのでしょうか。

学校教育課長) 小・中学校については全教員分となっております。

委員長) いつも予算の枠が拮据するよう願っておりますが、大変厳しい現状にあるとは思いますが、3Kの1つに挙げられていますので少しでも教育費が増えるようよろしくお願ひしたいと思います。他にはよろしいでしょうか。これから、町側への説明が始まり、年内には、ほぼ確定するというご様子ですので、事務局におきましては、教育の充実のため、よろしくお願ひいたします。

報告事項第1号 第55回おいそ文化祭の実施報告について

生涯学習課長) 生涯学習課長の和田でございます。第55回おいそ文化祭の実施報告としてお手元の資料を配布させていただきました。今回の文化祭につきまして

しては分散型の開催ということで、各地区の公民館につきましては平成 20 年 10 月 18 日～11 月 3 日まで、また、町が主催いたしますおおいそ文化祭につきましては、保健センター、図書館本館、福祉センター、郷土資料館等での同時開催として平成 20 年 10 月 25、26 日に開催されました。主な概要といたしましては、展示会場となった保健センターでは、25、26 日の 2 日間開催され、17 団体の参加がありました。来場者数は 737 名となっております。図書館本館につきましては、同日程で、参加団体が 7 団体、来場者数は 522 名の参加をいただきました。発表会場となりましたのは福祉センターさざれ石の 2 階レクリエーション室で、13 団体からの発表、来場者数は 1,196 名ということでした。お茶会につきましては、県立大磯城山公園の城山庵が利用され、予定された 250 名全員の参加をいただきました。続きまして、同時開催をいたしましたおおいそ美術展でございますが、こちらは一般の公募による個人作品展で 22 点の出展数をいただきました。郷土資料館の研修室を利用しております。また合わせて、郷土資料館の所蔵美術品特別公開ということで絵画や陶芸品を中心に 25 点の所蔵美術品を公開し、387 名の方に来館いただきました。ただし、この特別公開は 10 日間行われましたので、その期間においては 1,387 名の方に来館いただきました。1 日平均しますと 100 名程になりますので、通常を上回る来館者となりました。第 55 回おおいそ文化祭の総括といたしましては、38 団体、3,092 名の参加をいただきました。昨年が 2,493 名ということで 25%程の増となっております。ただし、昨年につきましては、初日が台風とぶつかりまして初日の出足が悪かったということですので、おおよそ例年どおりの人数の来場をいただいたと考えております。先日、11 月 10 日に第 5 回文化祭運営委員会を開催いたしまして、会場が分散型となった点についてご意見をいただきました。分散型されたなかでも上々のできであったのではないかと、会場についても小さいながらも様々な配慮がなされ、概ね成功に終わったのではないかと、との評価をいただきました。それと同時に分散した結果、会場がわかりにくかったり、行きづらかったとの意見も出ておりましたので、来年度に向けて改善していきたいと考えております。以上でございます。

(質疑応答)

澤委員) 全体の来場者数の約 3,000 人というのは、当然 1 人の方があちこちの会場を行き来したのもカウントされているのですよね。

生涯学習課長) そのとおりでございます。

澤委員) 熱心な方はあちこち回られるのだと思うのですが、それでも印象として分散したけれども活発であったし、不満も多少はあったかもしれませんが、今後も分散型でやっていけそうだと受け取っていただいたと考えてよろしいでしょうか。予算面や各施設を活用するという良い面がある訳ですよね。その辺りを結果としてプラスと受け取ってよろしいでしょうか。

生涯学習課長) 分散型となったことから、参加団体の関係者がそれぞれの会場へ足を運ぶだけで、他の会場へは行っていただけないのではないかと、その結果、

来場者数が減ってしまうことを大変心配しておりましたが、興味をもって色々な会場を回っていただいたとの状況もありました。ただ、会場がわかりづらく、どの会場で何が行われているのかがはっきりわからなかったとのクレームも出てますので、そのような点を改善していけば更に多くの方に来場していただけるのではと考えております。

教育長) 各地区で開催されている文化祭についてですが、今年も教育次長、課長と共に回らせていただきました。それぞれの地区での特色ある各地区独自の文化祭も行われておりましたので、この点をご報告いたします。

委員長) ぜひ今後も長く継続して開催できるようよろしくお願いいたします。

報告事項第2号 第7回大磯図書館まつりの実施報告について

図書館長) 過日開催いたしました図書館まつりについて、ご報告いたします。資料を1枚おめくりください。交流の機会と図書館を支援することを目的として、図書館ボランティアの方々の中から図書館まつりの実行委員会が作られ、平成14年から数えて第7回目の「図書館まつり」を今年11月2日の日曜日に開催いたしました。実施内容は、古本市、紙袋魚釣り、おはなし会、書庫見学、折り紙教室の5つのメニューで、総計458名の参加を得ることができました。当日は、宿場祭と重なり、町外の方の参加も多かったようです。古本市で集まった入場料と寄附金の収益から、実行委員会から図書館に対しまして、児童書「地球環境シリーズ」7冊と、同じく児童書「日本の世界遺産シリーズ」5冊の計12冊、金額にして32,697円の寄贈をいただきました。

最後に資料の訂正をさせていただきます。資料最終面の最後の行に児童2セット(全19冊)は全12冊に訂正させていただきます。以上でございます。

(質疑応答)

澤委員) 宿場まつりに開催日を合わせたことがプラス面となったようですが、更に来場者への呼び込み等を行っていただけると良いと思います。図書館ボランティアの方については長年継続して活動していただいております。準備等大変だと思うのですが、図書館の立地が大変よい場所にあるということを皆様に認識していただき、活動を継続していただければと思います。収益としては少ないといえ少ないのですが、図書館の活動の促進には重要な事業だと思いますので、サポートをしていかななくてはならないと考えます。

図書館長) 図書館ボランティアの方々によって開催していただいている事業ですが、図書館としてもこちらの活動に対しては今後もサポートしていきたいと考えております。

委員長) 第7回ということですが、今後も継続して開催できるよう頑張ってくださいと思います。よろしくお願いいたします。

報告事項第3号 町立幼稚園の応募状況について

学校教育課長) 資料をご覧ください。「平成21年度町立幼稚園応募状況」について、ご説明いたします。平成21年度入園予定園児の応募状況についてでございますが、今年度は11月4日から7日を入園願書受付期間としました。その後も随時受け付けておりますが、11月14日現在の人数についてご報告申し上げます。

平成21年度応募者数を含む総園児見込み数は433名で、現園児総数と比べると29名の減でございます。平成21年度の就園率は約56%で、今後、10名前後の入園希望者数を加えましても、昨年の57パーセントの就園率とほぼ同様の数値でございます。クラス数は、19クラスから18クラスとなり1クラス減の見込です。

年齢別・幼稚園別に見ていきますと、3歳児につきましては、現在4園で128名おりますが、平成21年度応募者は120名で現在数より8名減っています。ただ、住民基本台帳上の人口も減っておりますので、全体の就園率は約49%で、平成20年度の約47%をわずかに上回っております。園ごとのクラス数は、昨年度と同様に大磯幼稚園と月京幼稚園の年少組が2クラス、小磯・国府幼稚園は全て1クラスになる予定です。

4歳児につきましては、3歳児からそのまま上がってくる園児が128名、新しく入ってくる園児が27名で、全体で155名になります。就園率は昨年度の約62%から多少下がっており、約59%となっております。園ごとのクラス数は、昨年と同様、大磯・月京幼稚園が2クラス、小磯・国府幼稚園が1クラスになる予定です。

5歳児の場合は、現4歳児がそのままスライドして5歳児になるケースがほとんどで、現在のところ新たに入園を希望する園児はございません。就園率は約59%で、現4歳児の就園率と同じでございます。園ごとのクラス数については国府幼稚園が現在の2クラスから1クラスになり、他の幼稚園は今年度と同様で大磯が2、小磯が1、月京幼稚園が2クラスでございます。以上でございます。

(質疑応答)

石塚委員) 小磯幼稚園の園児数が6名減少している点は、全体の園児数が減少していることから考えても、廃園の可能性に関する影響はないと思っております。よろしいでしょうか。

学校教育課長) 大磯幼稚園と小磯幼稚園の関係についてですが、位置的には、大磯幼稚園は大磯地区のほぼ中心にございます。一方、小磯幼稚園は切通しの手前にあり大磯地区のかなり西に位置します。その関係で、統合の話が出る以前より、大磯幼稚園と小磯幼稚園の園区の境では区域外就園をする方が多くおります。例えば、園区は小磯幼稚園であるが、距離的には大磯幼稚園の方が近いというケースや、園区は小磯幼稚園であるが、大磯幼稚園園

区内の祖父母の家に帰宅するケースなど、小磯幼稚園園区から大磯幼稚園へ就園している園児も多くいらっしゃいます。教育委員会で区域外就園の許可決定を行なうのですが小磯幼稚園が廃園となることを理由として提出される方はほとんどおりません。

原田委員) 例年11月に来年度園児数の見込が提示されますが、3月末までの間にどれくらいの増減があるのでしょうか。20名程度増加すると考えてもよろしいでしょうか。

学校教育課長) 当初見込み数から3月末までの間の増加数につきましては、平成17年度は15名、平成18年度が10名、平成19年度が14名、平成20年度が18名ということで、平成21年度についても同程度の増加数ではないかと考えております。

委員長) できるだけ園児数が増えるように頑張ってくださいと思います。

その他

委員長) その他ですが事務局から何かございますか。

教育次長) 次回の教育委員会第9回定例会につきましては、12月17日(水)、午前9時から、委員会室にて開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 20 年 12 月 17 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____